

# 文化部活動に係る活動方針

令和元年10月4日  
安古市高等学校長

## 1 基本方針

校訓「仰高」の精神のもと、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指す。

## 2 適切な運用のための体制

- (1) 校長は、各部活動の指導のための外部人材の活用に努める。
- (2) 部活動顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- (3) 各文化部の活動計画等を学校のホームページで公表する。

## 3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- (1) 文化部活動の実施に当たっては、『文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年12月 文化庁）』に則り、「生徒の心身の健康管理」、「事故防止」及び「体罰・ハラスメントの根絶」を徹底する。
- (2) 部活動顧問は、適切な声かけ等により、生徒との信頼関係を構築し、生徒にとって過度に精神的・肉体的な負担とならないよう指導に留意する。

## 4 適切な休養日等の設定

### (1) 休養日

#### ア 学期中

平日は定時退校日（水曜日）を休養日とする。週末は少なくとも1日以上を休養日とするが、土・日曜日の両日に活動した場合は、年間休養日の週平均が2日以上になるよう、休養日を他の日に振り替える。

#### イ 長期休業中

学期中に準じた扱いとする。ただし、平日は部活動単位で休養日を設定することも可能とする。

### (2) 活動時間

1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。ただし、公式なコンクール・発表会等は活動時間に含めない。さらに、長期休業中の活動時間を含めて、年間の活動時間の上限は週平均16時間未満とする。

## 5 学校単位で参加する大会等

- (1) 高等学校文化連盟が主催、共催、後援する大会
- (2) 本活動方針の趣旨に則り、精査した大会